



長野県報

1月18日(木)
平成30年
(2018年)
第2941号

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気環境課）	1
産業廃棄物処理施設の変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧（資源循環推進課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	2

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	5
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（建設政策課技術管理室）	5
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6



長野県告示第18号

平成29年長野県告示第494号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の全部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
佐久市中込字西大堰手前3400番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第19号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第4項

の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
竹花工業株式会社
長野県小諸市南町二丁目6番10号
代表取締役 唐澤 正幸
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
小諸市大字森山字南屋敷851-5番地他
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）並びにがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。)
以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
- 5 申請年月日
平成29年9月4日
- 6 縦覧の場所
長野県環境部資源循環推進課及び長野県佐久地域振興局環境課
- 7 縦覧の期間
平成30年1月18日（木）から同年2月17日（土）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する

る法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出

法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第6項の規定により、本件申請に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事宛てに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年2月18日（日）から平成30年3月4日（日）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「竹花工業株式会社に係る産業廃棄物処理施設変更許可申請書」と記載してください。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課

長野県告示第20号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

松本市大字里山辺字アラ沢688（次の図に示す部分に限る。）、684、685の1、685の2、687の1から687の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第21号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市小牧字坂下930、931、字城山1618の1、1618の2、1650の3、1650の6から1650の10まで、字祢連澤1649の1、1649の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第22号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市腰越字寺開土345の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第23号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市北山字多々羅沢本道3416の23・3416の甲のヤ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3416の121から3416の128まで、3416の134、3416の171から3416の176まで、3416のタ、3416のレ、3416のソ、3416のツ、3416のネ、3416のナ、3416のラ、3416のム、3416の甲のワ、3416の甲のカ、3416の甲のタ、3416の甲のレ、3416の甲のソ、3416の甲のツ、3416の甲のネ、3416の甲のナ、3416の甲のラ、3416の甲のヰ、3416の甲のノの1、3416の甲のノの2、3416の甲のオ、3416の甲のク、3416の甲のマ、3416の甲のケ、字清水入3527のイ、3527のロ、字寶藏平3528、字郷平久保3529のニ（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字多々羅沢本道3416の23（次の図に示す部分に限る。）、3416の121から3416の128まで、3416の134、3416の171から3416の176まで、3416のタ、3416のレ、3416のソ、3416のツ、3416のネ、3416のナ、3416のラ、3416のム、3416の甲のワ、3416の甲のカ、3416の甲のタ、3416の甲のレ、3416の甲のソ、3416の甲のツ、3416の甲のネ、3416の甲のナ、3416の甲のラ、3416の甲のヰ、3416の甲のノの1、3416の甲のノの2、3416の甲のオ、3416の甲のク、3416の甲のマ、3416の甲のケ、字清水入3527のイ、3527のロ、字寶藏平3528、字郷平久保3529のニ

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

上伊那郡中川村大草2338の2（次の図に示す部分に限る。）、

1910の3、2300の9、2300の11、2300の21、2300の29、2306の1、2306の3、2320の1、2320の3、2326の8、2338の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第25号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡松川町上片桐2781

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第24号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所**長野県告示第26号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村浪合810の10（次の図に示す部分に限る。）、801の1から801の3まで、809の2、810の128、810の129、810の133、810の140、811の1、1660

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スワンガーデン安曇野A区
安曇野市豊科南穂高140-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和ハウス工業株式会社
大阪府大阪市北区梅田3-3-5

3 记載した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
村上 健治	芳井 敬一

4 记載した年月日

平成29年11月1日ほか

5 届出年月日

平成29年12月27日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年1月18日から平成30年5月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

長野県告示第27号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月18日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町読書1078の21・1078の22・1078の95・1078の101・1078の102・1078の138・1078のイの11・1078のイの32（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、1078の1、1078の3から1078の6まで、1078の109、1078の139から1078の144まで、1078のイの33、1078のイの34、1078のロ、1078のト、1079の2、1079の3、1081の1、1081の2、1081の7から1081の9まで、1119の1から1119の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1078の21・1078の109・1078の138・1078の141から1078の144まで・1078のイの11・1081の2・1081の7・1119の1（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、1078の1、1078の3から1078の6まで、1078の22、1078の95、1078の101、1078の102、1078のイの32、1078のイの33、1078のイの34、1078のロ、1078のト、1079の2、1079の3、1081の1、1119の2、1119の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種